

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、北広島町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年五月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
枕集落センター	山県郡北広島町溝口四七七番地	平成二十二年三月二五日
川小田集落センター	山県郡北広島町川小田三八八番地一	平成二十二年三月二五日
上春木集会所	山県郡北広島町今田二八八二番地二	平成二十二年二月二日